

令和6年度第19回 契約・調達委員会 審査概要

開催日時
及び場所

令和6年7月23日（火）13:30～14:32
JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 9階
公益財団法人日本陸上競技連盟内 A会議室/オンライン

出席委員

世界陸上財団 事務次長（委員長）	遠松 秀将
弁護士	原澤 敦美
公認会計士	黒石 匡昭
世界陸上財団 総務部長	田近 隆
世界陸上財団 財務部長	前山 琢也
世界陸上財団 業務開発部長	小林あかね

（敬称略・6名）

案件 1

東京2025世界陸上競技選手権大会ネットワーク等構築業務

契約方法

希望制指名競争入札

審査
案件

概要

- 世界陸上大会の開催に必要なデータ通信のネットワーク等構築物の整備に関する実施設計や工事施工等を実施
- 大会開催前までの限られた期間の中で、実施設計や工事施工等を実施するため、民間事業者の優れた技術を活用し、効率的かつ合理的な設計・施工の実施などが期待できる「設計・施工一括発注方式（DB方式）」を採用
- 主な委託内容は以下のとおり

実施設計	要求水準に規定した仕様及び性能等を満たし、かつ競技大会の開催に必要な各要件を満たした設計図書を作成 など
工事施工	国立競技場や練習会場、ウォームアップ会場等の回線工事、機器設置、ケーブル配線等の実施 など

- 契約期間：契約確定の日の翌日から2025年11月28日まで

案件 2

- ・東京2025世界陸上サポーター（荷物輸送・倉庫サービス）スポンサーシップ契約
- ・東京2025世界陸上競技選手権大会における物流に係る管理運営等業務委託

契約方法

一般競争入札

審査案件

概要

- スポンサーシップ（企業協賛）を通じた大会の収入確保と、円滑な物流管理の実施を目的として、スポンサーシップ契約者と物流管理業務委託（調達契約）の受託者を同時に募集し、同一の事業者と契約を締結
⇒ スポンサー契約と調達契約の同時入札
- スポンサーシップ契約の協賛基準額と調達契約の調達基準額を公表した上で、各々について入札を実施し、その入札価格の差が最小となる事業者を優先交渉者（落札候補者）に決定

区分	契約案件	概要
協賛	スポンサーシップ契約	【カテゴリー】 荷物輸送・倉庫サービス
調達	物流管理運営業務委託	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 貨物等の搬出入に係る実施計画の策定、大会時の貨物等の搬出入 ➢ 税関と貨物輸送に係る相談体制の提供

- 契約期間：
スポンサーシップ契約：契約締結日から2025年12月21日まで
物流管理運営業務委託：契約締結日から2025年10月31日まで

案件 3

仮設構築物等整備業務

契約方法

希望制指名競争入札

審査案件

概要

- 大会運営に必要な仮設構築物等（IBC/HBCの建設や各種電気設備の整備等）の実施設計や工事施工等を実施
- 大会開催前までの限られた期間の中で、実施設計及び施工等を実施するため、民間事業者の優れた技術を活用し、効率的かつ合理的な設計・施工の実施などが期待できる「設計・施工一括発注方式（DB方式）」を採用
- 主な業務内容は以下のとおり

実施設計	要求水準に規定した仕様及び性能等を満たし、かつ競技大会の開催に必要な各要件を満たした設計図書の作成
工事施工	IBC・HBC建設工事、プラットフォーム工事、内装改修工事、電気設備工事 など

- 契約期間：契約確定の日の翌日から2026年1月30日まで

審査結果

- 案件1～2について、契約手続前（仕様の内容、予定価格、契約方法等）の審査を実施し、了承された。
- 案件3について、契約締結前（入札経過、契約候補者、契約金額等）の審査を実施し、了承された。

委員の
主な意見
(要旨)

(案件1について)

○黒石委員

ネットワーク等の構築業務において、必要な関連機器等の調達はWAの役割分担となっているが、WAが調達した機器をリースする費用は、財団が負担するという理解でよいか。

⇒ 所管部

そのとおりである。

○黒石委員

WAが保有するネットワーク関連機器をリースする方法よりも、安価に調達できる方法はなかったのか。

⇒ 所管部

国内において、大会期間中に限り、ネットワーク関連機器をレンタルするのは難しく、国内事業者から調達する場合には、機器を新規購入する場合とほぼ変わらない経費になることが判明した。調達経費を比較すると、WAからリースする方が安価であり、最善であると判断した。

○原澤委員

ネットワーク等構築業務には、WAが担当するものと財団が担当するものがあるとのことだが、先行契約における業務内容の検討は、WAの担当範囲にも及んでいるのか。

⇒ 所管部

先行契約の受託者は、ネットワーク等の構築に必要な機器については、財団が調達するものに加えて、WAが担当する部分についても、調達する機器の仕様等を確認している。

○原澤委員

先行契約の業務で算出された予定価格案は、財団でその妥当性を検証したとのことであるが、先行契約で策定された基本計画の妥当性についても検証を行っているのか。

⇒ 所管部

財団では、事業者が作成した予定価格案に加えて、基本計画の内容についても検証している。

例えば、ネットワークの保守管理に必要な人員の常駐体制については、財団において必要性を精査し、体制の縮小等の見直しを行っている。

(案件2について)

○黒石委員

スポンサー契約と調達契約の同時入札が不調になる場合というのは、例えば、1億円以上の協賛金を出すけれども、調達の方で調達基準額(171,769,000円(税抜))を上回る価格での入札がない場合をいうのか。

⇒ 事務局

ご指摘の場合は入札不調という扱いになるが、スポンサー契約と調達契約の同時入札では、調達の方も調達基準額を入札時に公表しているので、それを上回る価格での入札は想定していない。入札不調になる場合は、そもそも入札参加者がいない場合を想定している。

○原澤委員

同時入札の場合、たとえ業務委託(調達契約)の入札額が調達基準額を超過していたとしても、協賛金額が高ければ、結果として財団としての利益は大きくなり得るが、協賛金額が高くても業務委託(調達契約)の入札額が調達基準額を上回る場合には、当該入札事業者は失格となるのか。

⇒ 所管部

スポンサー契約と調達契約の同時入札においては、協賛基準額(収入)と調達基準額(支出)を事前に公表し、それぞれの基準額の範囲内で入札してもらうことがルールとなっている。このため、ご指摘のような場合は失格となる。